



# 島根県報

平成30年8月31日（金）

第3,036号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	（雇 用 政 策 課）	2
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	（       "      ）	2

### 【告 示】

訓練生災害見舞金支給要綱の一部改正	（雇 用 政 策 課）	3
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	3
港湾施設の概要の一部改正	（港 湾 空 港 課）	3

### 【公 告】

平成30年度消防設備士講習の実施	（消 防 総 務 課）	6
平成30年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	7
平成30年度前期技能検定3級の合格者	（雇 用 政 策 課）	8
砂利採取業務主任者試験の実施	（河 川 課）	9

### 【特定調達公告】

改元に係る島根県税務総合オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	10
アグスタ式A109E型ヘリコプター（JA02PC）耐空検査受検整備に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	10

**公布された条例等のあらまし**◇**職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則**（規則第75号）

- 1 規則の概要  
引用する省令の題名の改正
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

◇**訓練手当支給規則の一部を改正する規則**（規則第76号）

- 1 規則の概要  
引用する法律及び省令の題名の改正
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

---

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第75号**

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和42年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び様式第1号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第76号**

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第3条第1項第6号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号（その1）中

「

(適用区分)	雇用対策法施行規則第	条	項	号(附則第	条	項	号)
--------	------------	---	---	-------	---	---	----

を

」

「

(適用区分)	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則
第 条 項 号 (附則第 条 項 号)	

に改め

」

る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****島根県告示第591号**

訓練生災害見舞金支給要綱（昭和43年島根県告示第785号）の一部を次のように改正する。

平成30年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第1項第1号ア中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号イ中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

**附 則**

この告示は、平成30年 8 月31日から施行する。

**島根県告示第592号**

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系忌部川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成30年 8 月31日
- 3 廃川敷地等の位置  
松江市乃木福富町字川原753番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,097平方メートル

**島根県告示第593号**

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、島根県土木部港湾空港課及び島根県浜田港湾振興センターにおいて公衆の縦覧に供する。

平成30年 8 月31日

11 江津港の表を次のように改める。

## 11 江津港（地方港湾）

区 分	種 類	名 称	位 置 〔 図 面 対 象 番 号 〕	数 量	能 力
水域施設	航路	郷田航路	A-1-1	1,630m×60m ~100m	-4.0m
		渡津航路	A-1-2	320m×92m	-6.5m
	泊地	郷田泊地（-4m）	A-2-1	19,900m <sup>2</sup>	-4.0m
		渡津泊地（-2.5m）1	A-2-2	14,450m <sup>2</sup>	-2.5m
		渡津泊地（-6.5m）	A-2-3	50,830m <sup>2</sup>	-6.5m
		渡津泊地（-2.5m）2	A-2-4	1,485m <sup>2</sup>	-2.5m
	外郭施設	防波堤	防波堤（東1）	B-1-1	100m
防波堤（西1）			B-1-2	280m	
防波堤（西2）			B-1-3	289.5m	
防波堤（西3）			B-1-4	100m	
防波堤（北）			B-1-5	100m	
防波堤（西4）			B-1-6	150m	
防波堤（東2）			B-1-7	80m	
導流堤		左岸導流堤	B-4-1	830m	
護岸		保全護岸1	B-5-1	2636.4m	
		防波護岸	B-5-2	375m	
		保全護岸2	B-5-3	155m	
		傾斜護岸1	B-5-4	746.47m	
		傾斜護岸2	B-5-5	604.6m	
		-2.5m護岸	B-5-6	58m	
突堤		突堤	B-7-1	70m	
離岸堤		離岸堤1	B-11-1	150m	
		離岸堤5	B-11-2	200m	
		離岸堤6	B-11-3	200m	
		離岸堤7	B-11-4	200m	
		離岸堤8	B-11-5	200m	
		離岸堤9	B-11-6	200m	
		離岸堤10	B-11-7	200m	
		離岸堤11	B-11-8	300m	
		離岸堤2	B-11-9	150m	
		離岸堤3	B-11-10	180m	
		離岸堤4	B-11-11	200m	
		離岸堤12	B-11-12	120m	
	潜堤1	B-11-13	100m		
	潜堤2	B-11-14	100m		

		潜堤 3	B-11-15	100m	
		潜堤 4	B-11-16	100m	
		潜堤 5	B-11-17	100m	
		潜堤 6	B-11-18	100m	
係留施設	岸壁	渡津 1 号岸壁 (-6.5m)	C-1-1	110m	-6.5m
	物揚場	郷田 4 号物揚場 (-4m)	C-6-4	196m	-4.0m
		郷田 2 号物揚場 (-4m)	C-6-5	83m	-4.0m
		郷田 1 号物揚場 (-4m)	C-6-6	290m	-4.0m
		郷田 3 号物揚場 (-4m)	C-6-7	141m	-4.0m
		渡津 1 号物揚場 (-2.5m)	C-6-8	200m	-2.5m
		郷田 6 号物揚場 (-4m)	C-6-9	89m	-4.0m
		郷田 7 号物揚場 (-2.5m)	C-6-10	67m	-2.5m
		郷田 5 号物揚場 (-4m)	C-6-11	149.68m	-4.0m
		船揚場	渡津船揚場	C-7-2	40m
	郷田船揚場		C-7-3	30m	-4.0m
臨港交通施設	道路	郷田 1 号臨港道路	D-1-1	7m×624m	
		郷田 2 号臨港道路	D-1-2	7m×62m	
		郷田 3 号臨港道路	D-1-3	7m×26.2m	
		渡津 1 号臨港道路	D-1-4	7m×520m	
		渡津 2 号臨港道路	D-1-5	6m×953m	
		渡津 3 号臨港道路	D-1-6	7m×520m	
	橋梁	江津港陸橋	D-5-1	6m×28m	
		新塩田橋	D-5-2	6m×7m	
		無名橋	D-5-3	7m×4m	
航行補助施設	航路標識	江津灯台	E-1-1	1基	
		標識灯(簡易灯台)	E-1-2	1基	
		防波堤(西4)標識灯	E-1-3	1基	
		防波堤(北)標識灯	E-1-4	1基	
		渡津泊地(-6.5m)灯浮標	E-1-5	1基	
		渡津航路灯浮標	E-1-6	1基	
保管施設	野積場	郷田 1 号野積場(未舗装)	H-2-1	1,716㎡	

		郷田 2 号野積場 (未舗装)	H-2-2	5,911㎡	
		郷田 3 号野積場 (未舗装)	H-2-3	4,793㎡	
		渡津 1 号野積場 (舗装)	H-2-5	1,400㎡	
		渡津 2 号野積場 (舗装)	H-2-6	2,400㎡	
港湾環境整備施設	緑地	緑地帯	L-2-1	6,480㎡	
港湾管理施設	事務所	浜田県土整備事務所水防倉庫	N-1-1	165.5㎡	
		江津港管理所	N-1-4	22㎡	

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成30年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成30年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

### 2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成30年10月5日	松江市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第4類の甲種	平成30年10月12日	浜田市
	〃 乙種	平成30年10月19日	松江市
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	平成30年10月26日	出雲市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

### 3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

### 4 受講申請手続

## (1) 受講申請書の請求先

(一社) 島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課及び隠岐支庁並びに各消防本部

## (2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

## (3) 受付期間及び提出先

## ア 受付期間

平成30年9月3日から同月21日まで（郵送の場合は、9月21日の消印有効）

## イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社) 島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

## 5 問合せ先

〒690-0888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル2F

(一社) 島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

---

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日時

平成30年11月7日（水）午前9時30分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。

## 2 試験場所

学科試験及び実地試験

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎

全ての試験を同一の会場で行う。

## 3 試験の内容

## (1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

## (2) 実地試験

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

## 5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

---

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

#### 6 受験願書等の受付期間

平成30年8月31日（金）から同年9月25日（火）まで

なお、郵送の場合は、平成30年9月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 7 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

#### 8 提出書類

##### (1) 受験願書

##### (2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（縦11センチメートル、横8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

#### 9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

#### 10 合格者の発表

平成30年11月27日（火）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

##### (1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書（以下「受験願書等」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ郵送すること。

##### (2) 問合せ先

受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。

---

平成30年度前期技能検定3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成30年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 3級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0001

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002

機械加工（フライス盤作業）

A甲0001 C0001

---



## 機械検査（機械検査作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 C 0001 C 0002

## フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008

A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016

A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024

A 甲0025 A 甲0026 A 甲0027 A 甲0028 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0031 A 甲0032

A 甲0033 A 甲0034 A 甲0035 A 甲0036 A 甲0037 A 甲0038

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成30年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験の日時

平成30年11月9日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

## 2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

## 3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚（うち1枚は、受験票に貼り付けること。）（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

## 5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

## 6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

## 7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

## 8 受験願書等の受付期間

平成30年9月25日（火）から同年10月10日（水）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成30年10月10日までの消印のあるもの限り受け付ける。

## 9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成30年11月30日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

改元に係る島根県税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年 8 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 渡辺 功美 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

34,408,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 8 月 31 日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

アグスタ式A109E型ヘリコプター（JA02PC）耐空検査受検整備 一式

- 
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
  - 3 落札者を決定した日  
平成30年8月1日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
中日本航空株式会社広島支店 支店長 西村 雅史 広島県広島市西区観音新町四丁目10番2号
  - 5 落札金額  
77,004,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例公告を行った日  
平成30年6月8日